

# 令和 8 年 地方分権改革に関する提案募集要項

内閣府地方分権改革推進室

## 1 趣旨

内閣府地方分権改革推進室（以下「当室」という。）では、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を募集します。

## 2 提案の主体

（1）提案主体は、以下のとおりとします。

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

一部事務組合及び広域連合

全国的連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。）

地方公共団体を構成員とする組織（上記 を除く。）

（2）提案が一定の広がりを持ち、説得力のあるものとなるよう、自主的に他団体と連携して行う共同提案を推奨しております。共同提案に向けて積極的な御検討をお願いします。

これまで提案の実績がない市町村など、提案のニーズはあるもののノウハウや知見を有していない市町村からの提案を促進するため、都道府県によるサポートや都道府県と市町村間の連携等の取組について積極的な御検討をお願いします。

## 3 募集する提案の対象

提案の対象は、

- ・地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）
- ・地方公共団体への事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）

とし、具体的な取扱いは別紙「募集する提案の対象に係る具体的な取扱いについて」を御参照ください。

## 4 重点募集テーマ等について

（1）令和 8 年提案募集においては、従来どおり上記 3 に当たる提案を募集することとした上で、類似する制度改正等を一括して検討するため、以下のテーマに係る提案を重点的に募集することとします。

### 事務処理方法の見直し

人口減少下における資源制約の深刻化、デジタル技術の進展等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担の軽減のための事務の廃止や、より広域的な観点で処理すべき事務等に係る各主体間の連携の推進等を行う提案を幅広く募集します。

<提案の視点の例>

- (1)事務負担の軽減のための事務の廃止を求めるもの
- (2)国・地方間の連携や自治体間の連携の推進に資するもの
- (3)事務処理の広域化や法人への委託等による外部化を求めるもの

デジタル化

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進める提案を幅広く募集します。

<提案の視点の例>

- (1)行政手続のオンライン化に必要なシステム等の環境整備を求めるもの
  - 自治体への申請等のオンライン化について、国が整備した共通システム等の活用を求めるもの
  - オンライン上で添付書類の提出や手数料納付を可能とすることで、一連の手續がデジタルで完結することを求めるもの
- (2)行政手続のオンライン化にあわせて、手続の廃止・効率化を求めるもの
  - 行政機関間の情報連携等を活用することにより、添付書類の省略や審査に係る負担の軽減を求めるもの
  - 自治体が受付や審査等を行い、国等へ進達する事務（経由事務）を廃止し、国等に対して直接手續することを求めるもの
- (3)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの（以下「共通化候補（令和8年度選定分）に関する提案」という。）
  - 以下の当面の具体的視点（「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）参照）に合致する業務・システムの共通化を求めるもの
    - 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
    - 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システムデータに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

地域におけるサービスの維持・向上等

人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るための基準等の見直しや、地域経済の付加価値創出による活性化などを目指した取組を推進する提案を幅広く募集します。

<提案の視点の例>

- (1)サービスの維持が困難な地域等における基準・手続の見直しを求めるもの
  - 人員基準、資格要件の見直しに関するもの
  - 施設運営基準等の見直しに関するもの
  - その他基準・手続の見直しに関するもの

(2)地域経済の活性化に資する規制緩和等を求めるもの

産業用地の確保等の円滑な事業活動に資する環境整備を求めるもの

地域の事業者をより迅速・効果的に支援するための見直しを求めるもの

地域のイノベーション創出・研究支援に資する見直しを求めるもの

(3)広域リージョン連携の推進に資するもの

制度が、各自治体が単独で事務処理を行うことを想定しているため、広域リージョン連携の取組において、複数の団体が共同して事務を行う場合に支障が生じるもの

自治体を専ら対象としている制度であるが、広域リージョン連携の取組において、官民連携で事業に取り組もうとする場合に支障が生じるもの

複数の重点募集テーマに該当する提案も可能です。例えば、行政手続のオンライン化に伴い、事務の廃止やその外部化にもつながる提案については重点募集テーマ 及び に該当、と整理いただいても構いません。

上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方分権に資する提案を広く募集しております。

提案があった制度・事務と類似の支障や課題等を有する制度等がある場合は、一括して改正を検討することが迅速かつ効果的な対応につながります。そのため、発案いただいた提案について、類似の制度等がある場合には、それらも併せて幅広く御提案くださいますようお願いします。

(2)各団体において、個別に各府省庁に対して行っている政府要望等の内容についても、地方に対する規制緩和又は権限移譲に該当するものであれば提案募集の対象となりますので、積極的に提案を御検討ください。また、特に令和9年(度)に制度見直しや転換期の到来が見込まれる案件については、見直し検討の時機を逸しないよう、本年の提案募集において積極的に御提案ください(例えば、国の基本方針の見直しや委員の改選時期など)。

## 5 募集期間

令和8年2月2日(月)から4月21日(火)まで(原則)

事前相談は、可能な限り2月2日(月)から3月27日(金)までにお願いします。

本提案様式の記入内容に不備があった場合、修正に時間を要する場合がありますので、可能な限りお早めに御提出ください。

## 6 提案募集に係る事前相談

現場に密着した課題解決に向けて、提案内容を充実させ、着実に成果を得る観点から、当室との事前相談を可能な限り行ってください(事前相談の時点では首長の了解は不要です)。

事前相談の受付後、当室において提案の対象性や記載内容について確認の上、提案内容の充実に向けたアドバイスを行います。本提案までに時間があるほど、十分なアドバイスができ提案内容の充実につながりますので、早めの相談をお願いします。なお、早期の相談の場合は、まずは支障事例等の問題意識を示していただくなど簡易な内容で差し支えありません。

また、頂いた事前相談のうち提出団体の了承があったものについては、全ての地方公共団体等に事

前相談期間中・期間後の計2回情報提供する予定です。類似の支障事例や提案への賛同意見が数多く集まることは提案実現の後押しとなりますので、他団体が提出した事前相談も幅広く御確認いただき、積極的に共同提案や追加共同提案への参画を御検討ください。

(1) 様式 事前相談様式(別添2)

(2) 相談方法

事前相談様式に記入の上、電子メールにて以下のメールアドレスに送付してください。

- ・メールアドレス：各団体へ別途御連絡いたします。
- ・件名は「事前相談 県 市」として送付ください。

(3) 留意事項

- ・事前相談様式の入力に当たっては、様式中の「入力に当たっての留意事項」を御確認ください。
- ・重点募集テーマに関する項目など、昨年から事前相談様式を一部変更していますので、本年の様式で御提出するようお願いします。
- ・事前相談の内容に関する各府省庁の要綱、通知、事務連絡等について、可能な範囲で事前相談様式の提出の際に併せて提出いただくようお願いします。
- ・事前相談様式の記入に先立ち、まずはメールにより支障事例等の問題意識を示していただき、今後の方向性を相談いただくことも可能です。御希望される場合は「11 問合せ先」まで御連絡ください(簡易な御相談は電話等でも可能です)
- ・共通化候補(令和8年度選定分)に関する事前相談については、行政改革担当課又は情報政策担当課に内容を共有の上、「既存システムの有無」等の追記項目を記入し、提出してください。当該事前相談については、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局にも情報提供させていただきます。また、共通化候補(令和8年度選定分)に関する提案は、同事務局において、共通化候補の選定の参考とします。なお、詳細な情報把握のため、同事務局から意見照会や実態把握の御依頼を提案団体にさせていただく場合があります。

## 7 本提案の提出方法

本件の重要性に鑑み、首長の了解を取った上で、以下のとおり本提案を御提出ください。

(1) 様式 本提案様式(別添3)

(2) 提出方法

LGWANが活用可能な団体は「一斉通知・調査システム」(下記URL)から御提出ください。

<https://www.iais.soumu.hq.admix.go.jp/>

LGWANを活用できない団体は、以下のメールアドレスに送付してください。

メールアドレス：各団体へ別途御連絡いたします。

本提案様式の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。

「提案主体名」については、複数主体による共同提案の場合は、主提案団体(提案に関する窓口を担当する団体)の名称を記入してください。

(例： 県 市 の権限の市までの移譲、又は、 の規制緩和)

「提案名」は、提案様式の「提案事項(事項名)」を記入してください。複数の提案がある場

合は、提案様式の一番上に記載されている提案の名称を記入してください。

参考資料がある場合には、提案のどの部分に対応するか分かるようにしていただき、電子データ化した上で、本提案様式と併せて御提出ください。

( メール提出の場合は ) メールの件名は「本提案提出 提案主体名」

( 例 : 本提案提出 県 市 ) としてください。

## 8 本提案様式(別添3)記入に当たっての留意事項

( 1 ) 重点募集テーマ 「デジタル化」(3)の共通化候補(令和8年度選定分)に関する提案にあっては、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、対象候補の検討に係る当面の具体的視点として、次の3つの視点から行うこととしていることから、どの視点に合致するかを記入してください(複数選択可)

新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの

制度改正に対するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システムデータに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

また、提出の際は、事前相談と同様に、行政改革担当課又は情報政策担当課に内容を共有の上、「既存システムの有無」等の追記項目を記入してください。それ以外の提案にあっては、追記項目は記載不要です。

( 2 ) 支障となっている制度の根拠条文を示し、制度改正の内容を具体的に御記入ください。また、現行制度の具体的な支障事例や制度改正による効果など、制度改正の必要性についても可能な限り具体的に記入してください。例えば、現在の規制によってどのような事業ができないのか、逆に、地方に対する規制緩和又は権限移譲により、どのような事業が可能となるのか、どの程度の事務負担やコストが削減されるのか、具体的な支障事例(今後発生が想定されるものを含む。)及び効果に基づいて記入してください。

( 3 ) 地方に対する規制緩和又は権限移譲を行った場合に懸念される事項があるときは、その懸念事項を解消するための工夫・対応策についても可能な限り記入してください。

( 4 ) 提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、住民をはじめ、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループ等からの意見も提案に反映するよう努めてください。

( 5 ) 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和7年12月23日閣議決定)など、これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を踏まえて提案するとともに、事情変更等によりこれまでの取組の方向性と異なる提案を提出する場合にはその理由を明記してください。

( 参考1 ) 過去の対応方針

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/category02/archive-k.html>

( 参考2 ) 過去の提案内容等(提案募集方式データベース)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

- ( 6 ) 制度改正の必要性(具体的な支障事例等)の記載がないなど、本提案様式の記入内容に不備がある場合は、本提案を受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。
- ( 7 ) これまでの地方分権改革の取組において実現できなかった事項であっても、デジタル化の進展やその後の制度改正の状況等の情勢変化を踏まえ、これまでの議論において想定されていた弊害に対する対応策や代替措置を提示するなどの工夫を講じる、これまでとは異なるアプローチの提案とするなどにより、提案の実現可能性が高まる場合もありますので、幅広く様々な視点から検討してください。
- (参考3) 累次の委員会勧告及びこれまでの地方分権改革の取組、各府省庁の回答等  
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>
- ( 8 ) 提案内容の詳細等を確認することができますので、本提案様式には連絡先等を必ず記入してください。

## 9 提案提出後の対応

- ( 1 ) 受け付けた提案は、当室が実現に向けて政府の関係行政機関(以下「関係府省庁」という。)と調整を行います。その過程において、提案に対する関係府省庁の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねます。なお、例年に比べ大変多くの提案を頂いた場合は、個別に御相談させていただきながら、関係府省庁との調整開始を翌年以降とする可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。
- また、特に重要な提案については、内閣府特命担当大臣(地方分権改革)の下で開催する地方分権改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めます。
- ( 2 ) ただし、以下のような提案に該当するものについては、内閣府と関係府省庁との調整は行いません。
- 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定された事項等のうち、その効果を検証するのに十分な期間が経過していないものに関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないもの、補助金等に係る提案で予算編成過程での対応が主となるもの(この場合には、関係府省庁に対して提案内容について予算編成過程での検討を求ることとします。)
- ( 3 ) 以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出することを基本とします。
- ( 4 ) 提案の内容、提案に対する関係府省庁の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載します。また、当室は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省庁の意見等を公表します。
- ( 5 ) 共通化候補(令和8年度選定分)に関する提案の中から、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」において共通化候補(令和8年度選定分)を選定します。共通化候補として選定されたものについても、提案に対

する関係府省庁の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ね、提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。

## 10 参考情報

### ( 1 ) 本提案・事前相談に係る検討について

過去に受け付けた提案内容等については、提案募集方式データベース（下記 URL）に掲載しております。「医療・福祉」「土木・建築」など分野ごとに過年度分の提案を検索することも可能です。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）」（下記 URL）において、提案検討のポイントや支障事例の考え方、提案に向けた地方公共団体独自の取組事例等、実践的なノウハウを幅広く掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

地方が行った取組と具体的成果を取りまとめた地方分権改革事例集（下記 URL）を掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikajirei.html>

地方分権改革及び提案募集方式の基礎を学んでいたくための学習動画、提案募集方式の成果事例をわかりやすく解説した動画について「提案募集成果事例動画」（下記 URL）を掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/seihuinternettv.html#teianseikajirei>

提案募集方式を身近に感じてもらうための啓発資料（4コマ漫画）について、「研修編」「PR編」（下記 URL）を掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/yonkoma.html>

### ( 2 ) 業務・システムの共通化の取組について

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（下記 URL）には、共通化の基本的な考え方、取組の方向性、今後の推進体制等が記載されています。

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/1ec5c9d1/20240621\\_policies\\_priority\\_outline\\_06.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/1ec5c9d1/20240621_policies_priority_outline_06.pdf)

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」の説明会動画（下記 URL）が掲載されています。

<https://www.youtube.com/watch?v=gUnR142Mo1c>

「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について（令和7年9月26日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会決定）」（下記 URL）には、共通化候補（令和7年度選定分）として選定された業務・システム、その選定理由、各制度所管府省庁への依頼事項が記載されています。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_gyozaikaijaku/kyotsu12/kouho\\_r7.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaijaku/kyotsu12/kouho_r7.pdf)

共通化候補（令和7年度選定分）の選定の経緯については、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局のホームページ（下記 URL）中段の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」（令和7

年8月25日～9月26日)及び「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム」(令和7年7月2日～9月19日)を御参考としてください。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_gyozaikaihaku/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaihaku/index.html)

## 11 問合せ先

内閣府 地方分権改革推進室

(住所 〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館8階)

募集要項及び個別の提案・事前相談に関する事項(提案募集総括担当)

電話 03-3581-2437、メール 各団体へ別途御連絡いたします。

上記以外の提案募集に関する事項(地方支援担当「分権提案支援ダイヤル」)

他の地方公共団体の取組に関すること、研修会の開催等に関すること、ハンドブック・事例集に関するこ

電話 03-3581-2484、メール 各団体へ別途御連絡いたします。

## 募集する提案の対象に係る具体的な取扱いについて

- (1) 全国的な制度改革に係る提案について対象とします。その際、全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等についても対象とします(なお、手挙げ方式を求める提案は、地方に対する規制緩和については対象となりません。)。また、提案主体のみを対象とした提案については、対象となりません。
- (2) 地方分権改革推進委員会勧告(以下「委員会勧告」という。)では対象としていない以下のようないくつかの事項に係る提案についても対象とします。

### ア 地方に対する規制緩和の場合

委員会勧告では、自治事務に関する法律による義務付け・枠付けの見直しを対象としていましたが、それに限らず 法定受託事務に関するもの、政省令等によるもの、補助金等の要綱等によるものも対象とします。

なお、補助金等の要綱等に関する「規制緩和」とは、具体的には、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いており、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化などは、「規制緩和」に当たらず、提案募集方式の対象となりません。

### イ 権限移譲の場合

委員会勧告では、主として国の出先機関の事務・権限を対象としていましたが、それに限らず本府省庁の事務・権限も対象とします。

- (3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とします。

すなわち、提案募集方式の提案の対象である地方に対する規制緩和及び権限移譲について、個別条項に関する見直しのみならず、当該事務又は制度そのものの廃止なども含めるものです。

- (4) 地方に対する規制緩和又は権限移譲に関連する提案についても対象とします。

すなわち、権限移譲等のための制度改革を行うに当たり、併せて行うことが適切な規制改革や運用改善(例:許認可権限の移譲に当たり、許認可に関する要件の見直しを行う提案)なども含めるものです。

- (5) 以下のような提案は、地方に対する規制緩和又は権限移譲に当たらないため、対象となりません。

- ・国・地方の税財源配分や税制改正
- ・予算事業の新設提案
- ・国が直接執行する事業の運用改善
- ・個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ・現行制度でも対応可能であることが明らかな事項